

杉戸町電子契約実施規程をここに公布する。

令和5年9月21日

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町訓令第17号

杉戸町電子契約実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、杉戸町における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（杉戸町の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が杉戸町及びその契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 杉戸町における契約（複数当事者の合意に基づく協定、確約等、契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約

(2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約の運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約主管課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスの利用可能な状態を維持し、これを管理すること。

(2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的に運用すること。

(3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウント等の取扱い)

第5条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、各課等に貸与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、各課等が適正に行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、各課等が行う。

5 各課等は、前項のパスワードを他課に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(電子契約の承認者)

第6条 各課等に承認者を置き、各所属長をもってこれに充てる。承認者が不在のときは、杉戸町職務権限規程（昭和50年杉戸町訓令第1号）の代決の規定を適用する。

2 前項の「承認者」とは、杉戸町の職員のうち、契約相手方及び次条に規定する担当者が承認した電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認する者をいう。

(電子契約の担当者)

第7条 電子契約サービスを利用して契約締結事務を行う者（以下「担当者」という。）は、各所属長又は各所属長が指定する者をもってこれに充てる。

(電子契約によることの意味確認)

第8条 各所属長は、契約相手方からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出等に

より、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(変更契約)

第9条 担当者は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合においては、原契約の電子契約書は、電子契約サービス上で引き続き保存するものとする。

(電子契約書の保存)

第10条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(他の定め解釈)

第11条 町長その他の杉戸町の機関の定める条例、規則、訓令、要綱等の規定における契約又は契約書等には、電子契約又は電子契約書を含めて解釈するものとする。ただし、当該規定に別段の定めがある場合又は電子契約若しくは電子契約書を含めて解釈することが当該規定の性質上適当でない場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

電子契約利用申出書

杉戸町長 あて

下記の案件について、杉戸町と電子契約（事業者署名型（立会人型）電子署名サービスを利用した契約）による契約締結を希望します。

なお、契約締結にあたり利用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

申出日（申出書作成日）	年 月 日	
契約件名		
申出者		
称号又は名称		
本店又は委任先の住所		
契約締結権者 ※最終確認者	役職	
	氏名	
	メールアドレス	
確認者①	役職	
	氏名	
	メールアドレス	

- ※1 申出者が杉戸町の競争入札参加資格の登録業者の場合は、「商号又は名称」「契約締結権者」の項目については、その登録において「本店で契約する」とした場合は登録された本店の商号又は名称及び代表者の役職名及び氏名を記載し、「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は登録された委任先の商号又は名称（支店名等を含む）及び受任者の役職名及び氏名を記載してください。

※2 契約締結権者に加えて電子署名を行う担当者等がいる場合、「確認者」の欄に必要事項をご記入ください（いない場合は記入不要）。また、確認者が複数いる場合は、「確認者①」の下に適宜項目を追加の上ご記入ください。

※3 電子契約書が送付される順番は、確認者①、②…の後、契約締結権者を最終確認者とします。

※4 メールアドレスは、半角で入力してください。

事務担当者	部署名等	
	氏名	
	電話番号	

※5 事務担当者欄は、この契約事務を担当する方を記載してください。契約締結権者又は確認者と同様の場合もご記入ください。

<備 考>

- ・ この申出書は押印不要です。電子メールによりご提出ください。
- ・ 電子契約に関する手続等（電磁的措置の種類、内容、記録方法等）は、「杉戸町電子契約実施規程」及び別に示す関係マニュアルのとおりです。
- ・ 申出書は、原則として、契約ごとに1通提出することとしますが、過去に本申出書を提出し、新たな契約の締結時において上記の契約締結権者及び確認者に変更がないことを発注課で確認した場合に限り、申出書の提出を省略することができます。

ただし、契約する課が過去に申出書を提出した課と異なる場合には、その都度ご提出ください。

- ・ 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。